

～ご注意ください～

1. 住民税課税・非課税・所得証明の発行

- 申告が必要な場合には発行できません。
- 同一世帯の方以外からの申請は委任状が必要になります。

2. 納税証明・国保税納付額証明書の発行

- 納付の確認が取れている方に限ります。
(納め忘れのある方は領収書を確認させていただきます)
- 同一世帯の方以外からの申請は委任状が必要になります。

3. 車検用軽自動車納税証明書の発行

- 本市において登録が完了している車両に限ります。
- 納付の確認が取れている方に限ります。
(納め忘れのある方は領収書を確認させていただきます)

4. 固定資産評価証明書・固定資産税課税証明書の発行

- 本人の持分以外の申請は委任状が必要になります。
- その年の1月2日以降に資産を取得した方は所有権の移転を証する書類が必要です。(登記簿謄本等)
- 相続人からの申請は相続人であることが確認できる書類が必要です。
(戸籍謄本及び除籍謄本等)

※詳しくは、担当課へ事前（月曜日～金曜日）にお問い合わせください。

《お問い合わせ先：0296-24-2111（収税課）》